

■議案第79号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町旧都築邸は、伝統的建造物の保存、地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与することを目的に設置したものです。

また、活用については、旧都築邸保存活用計画も策定されており、観光案内やカフェ業務等の取り組みにより質の高いサービスを利用者に提供するとともに、本町の観光拠点施設として観光情報の発信や観光客の誘致活動を行うことを基本方針としています。

当該施設は、平成21年10月から現在まで、町の業務委託による直営方式で管理運営を行ってきましたが、今回、住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応していくため、指定管理者制度に移行することとしました。

このため、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者として「LIFE 準備委員会」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町茂串町2番3号 四万十町旧都築邸
指定管理者	四万十町宮内76番地7 LIFE 準備委員会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【指定管理者の候補選定理由】

今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に対して2者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、最高得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。